Ｑ＆Ａ（令和４年１月２１日時点）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 項　目 | 質　問 | 回　答 |
| １ | 申請受付  開始 | 申請の受付開始はいつですか。  (1／21更新) | 1月21日から申請受付開始とします  なお、受付開始前に申請した場合でも、再申請の必要はありませんが、1月21日付けの申請として取り扱わせていただきますのでご了承ください。 |
| ２ | 補助上限額 | １事業所当たりの補助金の上限額は何円ですか。 | サービス毎に基準単価が設定されていますので、詳細はホームページに掲載している「基準単価」をご確認ください。 |
| ３ | 対象経費 | 補助対象になる衛生用品は何ですか。 | 基本的には、マスク、手袋、消毒液（アルコールなど）、ガウン（エプロン）、フェイスシールド、ゴーグル、清拭クロス、ドライシャンプー、ペーパータオル、ハンドソープ（石鹸）の10品目を申請してください。  10品目以外を申請する場合は、申請書に商品名、メーカー名等を詳細に記載してください。  （場合によっては証拠書類の提出を求めることがあります。） |
| ４ | 対象経費 | 補助対象になる備品は何ですか。 | パーテーションとパルスオキシメーターのみが対象になります。 |
| ５ | 対象経費 | 12月31日までに納品や支払いを済ませる必要がありますか。 | 令和３年12月31日までに発注して購入が確定している（見積のみは不可）、納品や支払いは令和４年１月１日以降でも構いませんが、申請までには納品や支払いが完了している必要があります。 |
| ６ | 対象施設・事業所 | 補助対象となる施設・事業所のサービスは何ですか。 | すべての障害福祉サービス施設・事業所等を対象とします。  ただし、７や８に該当する場合は除きます。 |
| ７ | 対象施設・  事業所 | 基準単価に記載の「令和３年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金」とは何ですか。 | 国が医療機関を対象に支給している補助金です。なお、左記の補助金交付を受ける、基準単価に列挙している同一の施設・事業所は本補助金の交付対象外となります。 |
| ８ | 対象施設・  事業所 | 基準単価に記載の「令和３年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」とは何ですか。 | 県長寿社会対策課で申請受付をしている介護サービス事業所・施設等に対する補助金です。なお、左記の補助金交付を受ける、基準単価に列挙している同一の施設・事業所は本補助金の交付対象外となります。 |
| ９ | 対象施設・  事業所 | 医療や介護と同一の施設・事業所か否かについては、どのような基準により判断すればよいですか。 | 原則として、設備に関する基準における必要な設備及び備品等を共用しているか否かで判断します。例えば、同一敷地内に生活介護事業所と介護保険法に基づく指定通所介護事業所がある場合、設備及び備品等を共用していれば、いずれか一方のみへの申請となります。 |
| 10 | 対象施設・事業所 | 障害福祉サービスの指定は受けていないが、地域生活支援事業を実施している場合、対象となりますか。 | 障害福祉サービスの指定を受けていない事業所は補助対象外となります。 |
| 11 | 対象施設・事業所 | 複数の障害福祉サービスの指定を受けていますが、それぞれのサービス毎に申請ができますか。 | 多機能型事業所を含め、それぞれのサービス毎に基準単価まで申請を行うことができます。 |
| 12 | 対象施設・  事業所 | 新型コロナウイルス感染症の感染者が発生していない事業所も対象ですか。 | 対象になります。 |
| 13 | 対象施設・  事業所 | 10月以降に新規指定を受けた事業所も対象ですか。 | 対象事業所になりますが、指定を受けた日以降に購入した経費が補助対象になります。 |
| 14 | 補助上限 | 療養介護、施設入所支援、障害児入所施設の定員は、どの時点で判断すればよいですか。 | 申請時点で判断してください。 |
| 15 | 申請方法 | 申請はどのようにすればよいですか。 | 昨年度実施した慰労金・支援金と同様に、国保連の「電子請求受付システム」によりインターネット申請してください。 |
| 16 | 申請方法 | インターネット申請ができない場合はどのようにすればよいですか。 | 従来から代理人請求を行っている、インターネット環境にないなどの理由でインターネット請求ができない場合のみ、電子メールか紙で県に申請してください。 |
| 17 | 申請方法 | 債権譲渡事業所ですが、国保連にインターネット申請してもよいですか。 | 債権譲渡事業所については、国保連から支払いができませんので、電子メールか紙で県に申請してください。 |
| 18 | 申請方法 | インターネット申請する場合、領収書等の証拠書類はどのように提出すればよいですか。 | 申請時に領収書等の証拠書類を提出する必要はありません。 |
| 19 | 申請方法 | 申請は法人単位ですか、事業所単位ですか。 | 原則法人単位で申請してください。 |
| 20 | 申請受付  期間 | 申請はいつまで受け付けていますか。 | 提出期限は、令和４年２月28日になります。  紙で申請した場合は、当日消印のあるものが有効です。 |
| 21 | 申請ファイルの作成 | 基本の10品目以外の衛生用品を購入した場合、「（様式３）事業所・施設別個票」の「（マスク等）」の欄には何を記載すればよいですか。 | 「品目（マスク等）」はプルダウンになっていますので、「その他」を選択して、「数量等」の欄に「（商品名：メーカー名）、（単価）、（個数）」を必ず記載してください。記載のない場合は個別に問い合わせて確認し、場合によっては証拠書類の提出を求めることになりますので、ご了承ください。 |
| 22 | 申請ファイルの作成 | 「（様式３）事業所・施設別個票」の「積算内訳」の「数量等」の欄には何を記載すればよいですか。 | 今回、申請時に領収書等の証拠書類を添付する代わりに申請書に品目や種類等を記載することとしておりますので、「不織布マスク（50枚入り）　〇円×〇箱」など、単価や個数などを詳細に記載してください。 |
| 23 | 申請ファイルの作成 | 申請書のファイル名はどのようにすればよいですか。 | 「（様式３）事業所・施設別個票」の「個票１」のシートに記載した事業所・施設の事業所番号をファイル名にしてください。 |
| 24 | 申請手続 | 電子メールの申請はどのようにすればよいですか。 | [kofukin-shogai@pref.kagawa.lg.jp](mailto:kofukin-shogai@pref.kagawa.lg.jp)  に作成した申請書を送信してください  その際、件名は「補助金申請（法人名or事業所名）」にしてください。 |
| 25 | 申請手続 | 紙の申請はどのようにすればよいですか。 | 香川県障害福祉課に郵送してください  その際、封筒に『「感染防止対策補助金申請書」在中』と赤書きしてください。 |
| 26 | 補助金の  振込 | 補助金はいつ頃、どこに振り込まれますか。 | 申請月の翌月末日に、国保連から報酬の振込用に登録されている口座に補助金が振り込まれます。 |
| 27 | 証拠書類 | 証拠書類は何が必要ですか。 | 基本的には領収書が証拠書類になります。 |
| 28 | 証拠書類 | 領収書には具体的な品目が記載されていませんが、それでも構いませんか。 | 今回の補助事業は衛生用品や備品２品目を対象としており、領収書において品目が確認できない場合は、要件を満たしていることが確認できませんので、納品書等の購入品目が確認できる書類を併せて保管してください。 |
| 29 | 証拠書類 | 領収書の日付が令和４年１月１日以降でも構いませんか。 | 今回の補助事業は、令和３年10月１日から12月31日までに購入したものが対象となり、領収書の日付が令和  ４年１月１日以降の場合、要件を満たしていることが確認できませんので、対象期間内に発注したことがわかる書類を併せて保管してください。 |
| 30 | 証拠書類 | 領収書がないのですが、申請しても構いませんか。 | 領収書がない場合は、注文書、納品書、支払日が確認できる書類（レシート、通帳の写し等）が証拠書類になります。証拠書類がない場合、要件を満たしていることが確認できませんので、申請をすることはできません。 |